

令和 6 年 3 月市議会定例会

令和 6 年 2 月 2 6 日提 出

議 案

橋 本 市

議 案 目 録

承認第 1 号	専決処分事項の承認について(令和 5 年度橋本市一般会計 補正予算(第 9 号))	・・・P1
承認第 2 号	専決処分事項の承認について(橋本市手数料条例の一部を 改正する条例)	・・・P9
議案第 1 号	令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)について	・・・P13
議案第 2 号	令和 5 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号) について	・・・P26
議案第 3 号	令和 5 年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予 算(第 2 号)について	・・・P32
議案第 4 号	令和 5 年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)に ついて	・・・P38
議案第 5 号	令和 5 年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第 1 号)につ いて	・・・P44
議案第 6 号	令和 5 年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)について	・・・P50
議案第 7 号	令和 5 年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)について	・・・P58
議案第 8 号	令和 5 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 5 号)につ いて	・・・P64
議案第 9 号	令和 5 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)について	・・・P70
議案第 10 号	令和 5 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 4 号)について	・・・P79

議案第 11 号	令和 5 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 4 号)について	・・・P81
議案第 12 号	令和 5 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 5 号)について	・・・P84
議案第 13 号	令和 6 年度橋本市一般会計予算について	・・・P87
議案第 14 号	令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計予算について	・・・P88
議案第 15 号	令和 6 年度橋本市駐車場事業特別会計予算について	・・・P89
議案第 16 号	令和 6 年度橋本市墓園事業特別会計予算について	・・・P90
議案第 17 号	令和 6 年度橋本市介護保険特別会計予算について	・・・P91
議案第 18 号	令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について	・・・P92
議案第 19 号	令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について	・・・P93
議案第 20 号	令和 6 年度橋本市水道事業会計予算について	・・・P94
議案第 21 号	令和 6 年度橋本市下水道事業会計予算について	・・・P95
議案第 22 号	令和 6 年度橋本市病院事業会計予算について	・・・P96
議案第 23 号	橋本市レンタサイクル条例について	・・・P97
議案第 24 号	橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する 条例について	・・・P100
議案第 25 号	橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条 例について	・・・P102
議案第 26 号	橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について	・・・P104
議案第 27 号	地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につ いて	・・・P106

議案第 28 号	橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	・・・P108
議案第 29 号	橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について	・・・P110
議案第 30 号	橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について	・・・P114
議案第 31 号	橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について	・・・P116
議案第 32 号	橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	・・・P121
議案第 33 号	橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例について	・・・P124
議案第 34 号	橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	・・・P126
議案第 35 号	橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	・・・P133
議案第 36 号	橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について	・・・P140
議案第 37 号	市道路線の認定について	・・・P143
議案第 38 号	工事請負変更契約の締結について	・・・P145
議案第 39 号	工事請負変更契約の締結について	・・・P146
議案第 40 号	工事請負変更契約の締結について	・・・P147

議案第 41 号	公の施設の指定管理者の指定について	・・・P148
選第 1 号	橋本市教育長の任命について	・・・P149
選第 2 号	橋本市教育委員会委員の任命について	・・・P150
選第 3 号	橋本市公平委員会委員の選任について	・・・P151
選第 4 号	橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・P152
選第 5 号	橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・P153
選第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・P154
選第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・P155
選第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・P156

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 9 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 9 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 5 年 12 月 27 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度橋本市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 126,391 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,147,137 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 12 月 27 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
125, 520	11, 217	136, 737
10, 591	11, 217	21, 808
2, 272, 131	114, 503	2, 386, 634
730, 127	114, 503	844, 630
2, 819, 619	671	2, 820, 290
2, 638, 989	671	2, 639, 660
33, 020, 746	126, 391	33, 147, 137

歳 出

款						項						
6	農	林	水	産	業	費						
							1	農	業			
11	災	害	復	旧	費							
						1	農	林	水	産	施 設	災 害
歳 出						合 計						

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
967,780	2,010	969,790
897,535	2,010	899,545
374,629	124,381	499,010
145,902	124,381	270,283
33,020,746	126,391	33,147,137

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年農地農業用施設災害復旧事業	122,461千円

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 1 月 15 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市手数料条例の一部を改正する条例

橋本市手数料条例(平成 18 年橋本市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(事務の種類及び金額) 第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<u>戸籍証明書</u>の交付 1 通につき 450 円 <u>(1)の 2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1 件につき 400 円</u> <u>ただし、電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第 2 号の 2 において同じ。)</u><u>で戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</u><u>及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。</u> (2) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<u>除籍証明書</u>の交付 1 通につき 750 円 <u>(2)の 2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1 件につき 700 円</u> <u>ただし、電子情報処理組織を使用する方法で除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</u><u>及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。</u>	(事務の種類及び金額) 第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の</u>交付 1 通につき 450 円 (2) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の</u>交付 1 通につき 750 円

(3)・(4) 略 (5) <u>戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)</u>若しくは第 126 条の規定に基づく届書<u>その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</u> 1 通につき 350 円 (6) 略 (7) <u>戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく届書<u>その他市町村長の受理した書類の閲覧又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u> 1 件につき 350 円 (8)～(53) 略 2 略	(3)・(4) 略 (5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は<u>戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)</u>の書類に記載した事項の証明書の交付 1 通につき 350 円 (6) 略 (7) <u>戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)</u>の書類の閲覧 <u>書類</u> 1 件につき 350 円 (8)～(53) 略 2 略
--	--

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 1 号

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)について

令和 5 年度橋本市一般会計補正予算(第 10 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度橋本市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72,216 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,074,921 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項
1 市 税	
	1 市 民 税
7 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
	2 負 担 金
14 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
	2 手 数 料
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
	3 委 託 金
16 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
	3 委 託 金
17 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
	2 財 産 売 払 収 入
18 寄 附 金	
	1 寄 附 金
19 繰 入 金	
	1 特 別 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	
	4 受 託 事 業 収 入
	5 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
6,902,521	△5,826	6,896,695
2,961,002	△5,826	2,955,176
1,376,000	24,561	1,400,561
1,376,000	24,561	1,400,561
136,737	△777	135,960
21,808	△1,080	20,728
114,929	303	115,232
374,105	4,379	378,484
267,333	1,380	268,713
106,772	2,999	109,771
5,008,112	312,042	5,320,154
2,597,447	△52,712	2,544,735
2,383,122	362,517	2,745,639
27,543	2,237	29,780
2,386,634	△110,560	2,276,074
1,335,243	△3,362	1,331,881
844,630	△83,083	761,547
206,761	△24,115	182,646
19,765	16,438	36,203
19,651	4,328	23,979
114	12,110	12,224
708,112	△126,309	581,803
708,112	△126,309	581,803
2,820,290	△592,859	2,227,431
180,630	104,580	285,210
2,639,660	△697,439	1,942,221
809,480	△30,705	778,775
54,733	△4,103	50,630
740,329	△26,602	713,727
2,653,540	437,400	3,090,940
2,653,540	437,400	3,090,940
33,147,137	△72,216	33,074,921

歳 出

款		項
1 議 会 費		
		1 議 会 費
2 総 務 費		
		1 総 務 管 理 費
		3 徴 税 費
		4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
		5 選 挙 費
		6 統 計 調 査 費
		8 市 民 会 館 費
3 民 生 費		
		1 社 会 福 祉 費
		2 児 童 福 祉 費
		3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費		
		1 保 健 衛 生 費
		2 清 掃 費
		3 上 水 道 整 備 費
		4 病 院 費
6 農 林 水 産 業 費		
		1 農 業 費
		2 林 業 費
7 商 工 費		
		1 商 工 費
8 土 木 費		
		1 土 木 管 理 費
		2 道 路 橋 梁 費
		4 都 市 計 画 費
		5 住 宅 費
9 消 防 費		
		1 消 防 費
10 教 育 費		
		1 教 育 総 務 費
		2 小 学 校 費

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
232,666	△4,289	228,377
232,666	△4,289	228,377
4,434,781	△138,411	4,296,370
3,863,285	△97,658	3,765,627
278,099	△2,612	275,487
124,656	1,464	126,120
100,527	△36,981	63,546
13,967	△1,307	12,660
14,549	△1,317	13,232
12,663,310	△39,202	12,624,108
7,222,655	96,156	7,318,811
4,626,716	△133,733	4,492,983
813,837	△1,625	812,212
3,231,660	△57,908	3,173,752
1,026,244	△63,081	963,163
1,340,107	5,371	1,345,478
16,639	△518	16,121
848,670	320	848,990
969,790	△94,870	874,920
899,545	△92,266	807,279
70,245	△2,604	67,641
1,522,977	△208,542	1,314,435
1,522,977	△208,542	1,314,435
1,948,462	△150,558	1,797,904
22,189	△4,150	18,039
578,683	△20,800	557,883
1,025,076	△81,132	943,944
304,700	△44,476	260,224
1,219,964	△18,600	1,201,364
1,219,964	△18,600	1,201,364
3,157,002	678,643	3,835,645
532,917	△19,982	512,935
263,156	595,807	858,963

款		項	
10 教 育 費	3 中 学 校 費		
	4 幼 稚 園 費		
	5 社 会 教 育 費		
	6 保 健 体 育 費		
11 災 害 復 旧 費			
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		
	3 公 共 都 市 施 設 災 害 復 旧 費		
	5 そ の 他 公 共 施 設 災 害 復 旧 費		
12 公 債 費			
	1 公 債 費		
歳 出	合 計		

補 正 前 の 額	補 正 額	計
160,873	124,289	285,162
89,587	△5,349	84,238
1,367,202	△3,643	1,363,559
743,267	△12,479	730,788
499,010	△24,165	474,845
270,283	△17,600	252,683
189,267	△2,000	187,267
13,190	△1,777	11,413
15,310	△2,788	12,522
3,246,830	△14,314	3,232,516
3,246,830	△14,314	3,232,516
33,147,137	△72,216	33,074,921

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算管理運営事業	13,112千円
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	7,568千円
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業(均等割分)	247,860千円
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業	144,716千円
	2 児童福祉費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業	44,969千円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,668千円
	2 清掃費	最終処分場(埋立地)維持管理事業	12,540千円
6 農林水産業費	1 農業費	市単農業用施設整備事業	4,200千円
		ため池等整備事業	2,010千円
7 商工費	1 商工費	企業誘致事業	48,893千円
		やどり温泉いやしの湯管理運営事業	2,068千円
8 土木費	3 河川費	河川管理事業	3,283千円
10 教育費	2 小学校費	小学校大規模改修事業	599,553千円
	3 中学校費	中学校大規模改修事業	129,951千円
	5 社会教育費	公民館・郷土資料館建設事業	702,009千円
合 計			1,964,400千円

(変更)

款	項	補正前	
		事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	23,000千円
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年農地農業用施設災害復旧事業	122,461千円

補 正 後	
事 業 名	金 額
道路維持事業	30, 427千円
現年農地農業用施設災害復旧事業	160, 549千円

第3表 債務負担行為補正
(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
統 合 型 G I S シ ス テ ム 借 上	令和5年度～令和8年度	10,530千円
山村体験交流促進センター指定管理委託	令和5年度～令和8年度	4,140千円
小 学 校 無 線 ネ ッ ト ワ ー ク 整 備	令和5年度～令和6年度	1,793千円
小 学 校 特 別 支 援 教 室 整 備	令和5年度～令和6年度	2,520千円
デ ジ タ ル 教 科 書 整 備	令和5年度～令和6年度	9,672千円
中 学 校 特 別 支 援 教 室 整 備	令和5年度～令和6年度	3,780千円

第4表 地方債補正
(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	千円 131,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 43,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公営住宅建設事業債	41,500			
災害復旧事業債	187,800			
学校教育施設等整備事業債	6,600			
施設整備事業債	12,300			
地域活性化事業債	13,100			
防災対策事業債	31,400			
緊急防災・減災事業債	1,162,800			
緊急自然災害防止対策事業債	13,200			
公共施設等適正管理推進事業債	956,700			
市町村振興資金貸付	56,100			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 44,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
35,400			
169,600			
408,100			
5,500			
10,900			
21,300			
1,138,800			
15,800			
935,800			
45,100			

議案第 2 号

令和 5 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり
議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,322 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,288,667 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款				項															
3	県	支	出	金															
					1	県	負	担	金	補	助	金							
4	財	産	収	入															
					1	財	産	運	用	収	入								
5	繰	入		金															
					1	一	般	会	計	繰	入	金							
					2	基	金	繰	入	金									
7	諸	収		入															
					2	雑	入												
8	国	庫	支	出	金														
						1	国	庫	補	助	金								
歳					入					合					計				

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
5,257,601	733	5,258,334
5,257,600	733	5,258,333
1	1	2
1	1	2
644,373	△1,900	642,473
534,654	3,654	538,308
109,719	△5,554	104,165
37,020	△164	36,856
24,423	△164	24,259
150	8	158
150	8	158
7,289,989	△1,322	7,288,667

歳 出

款		項
5 保 健 事 業 費		
		1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費
6 基 金 積 立 金		
		1 基 金 積 立 金
8 諸 支 出 金		
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
		2 繰 出 金
歳 出		合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
99,295	△4,294	95,001
74,434	△4,294	70,140
1	1	2
1	1	2
38,290	2,971	41,261
25,641	417	26,058
12,649	2,554	15,203
7,289,989	△1,322	7,288,667

議案第 3 号

令和 5 年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 5 年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算（第 2 号）

令和 5 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,839 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,260 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
2 財 産 収 入			
	1 財 産 運 用 収 入		
3 繰 入 金			
	1 一 般 会 計 繰 入 金		
	2 基 金 繰 入 金		
4 繰 越 金			
	1 繰 越 金		
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	32	33
1	32	33
3,312	99,861	103,173
3,312	△3,312	0
0	103,173	103,173
199	2,946	3,145
199	2,946	3,145
9,421	102,839	112,260

歲 出

款	項
1 住 宅 資 金 貸 付 等 事 業 費	
	1 住 宅 資 金 貸 付 等 事 業 費
歲	出 合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
9,421	102,839	112,260
9,421	102,839	112,260
9,421	102,839	112,260

議案第 4 号

令和 5 年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 5 年度橋本市駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度橋本市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 758 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,426 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
3 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,666	334	2,000
1,666	334	2,000
1	424	425
1	424	425
1,668	758	2,426

歲 出

款				項			
1 駐	車	場	費				
				1 駐	車	場	費
歲 出				合 計			

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,668	758	2,426
1,668	758	2,426
1,668	758	2,426

議案第 5 号

令和 5 年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 5 年度橋本市墓園事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市墓園事業特別会計予算（第 1 号）

令和 5 年度橋本市の墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,285 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,544 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 使 用 料 及 び 手 数 料	
	1 使 用 料
	2 手 数 料
2 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
3 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
4 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
10,618	△2,049	8,569
10,616	△2,060	8,556
2	11	13
1	27	28
1	27	28
17,209	△1,917	15,292
17,209	△1,917	15,292
1	2,654	2,655
1	2,654	2,655
27,829	△1,285	26,544

歲 出

款					項														
1	墓	園	事	業	費														
						1	墓	園	事	業	費								
歲					出					合					計				

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
26,829	△1,285	25,544
26,829	△1,285	25,544
27,829	△1,285	26,544

議案第 6 号

令和 5 年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)に
ついて

令和 5 年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,304 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 137,261 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
3 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
4 繰 越 金	
	1 繰 越 金
6 市 債	
	1 市 債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
5	902	907
5	902	907
81,652	△5,454	76,198
81,652	△5,454	76,198
1	4,148	4,149
1	4,148	4,149
42,700	△10,900	31,800
42,700	△10,900	31,800
148,565	△11,304	137,261

歲 出

款		項	
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費			
		1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	
歲 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
88,498	△11,304	77,194
88,498	△11,304	77,194
148,565	△11,304	137,261

第 2 表 地方債補正
(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農 業 集 落 排 水 事 業	千円 42,700	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件によ る。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限 を短縮もしくは繰上償還又 は低利に借換えることがで きる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 31,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限 を短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができる。

議案第 7 号

令和 5 年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)に
ついて

令和 5 年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算（第 2 号）

令和 5 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 384 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 95,876 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
3 繰 入 金		
	1 一 般 会 計 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金	
4 繰 越 金		
	1 繰 越 金	
歳 入		合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
95,558	△434	95,124
92,541	△21,431	71,110
3,017	20,997	24,014
1	50	51
1	50	51
96,260	△384	95,876

歳 出

款	項
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費	
	1 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
10, 509	△384	10, 125
10, 509	△384	10, 125
96, 260	△384	95, 876

議案第 8 号

令和 5 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 5 号)について

令和 5 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 5 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度橋本市の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 548,205 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,939,792 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 保 險 料	
	1 介 護 保 險 料
3 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	
	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
7 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,454,465	21,234	1,475,699
1,454,465	21,234	1,475,699
1,637,150	△162,909	1,474,241
1,184,980	△125,500	1,059,480
452,170	△37,409	414,761
1,852,346	△186,401	1,665,945
1,852,346	△186,401	1,665,945
1,029,571	△100,797	928,774
974,006	△102,000	872,006
55,565	1,203	56,768
1,218,937	△119,332	1,099,605
1,194,154	△94,549	1,099,605
24,783	△24,783	0
7,487,997	△548,205	6,939,792

歳 出

款	項
1 総 務 費	
	3 介 護 認 定 審 査 会 費
2 保 険 給 付 費	
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費
3 地 域 支 援 事 業 費	
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費
4 基 金 積 立 金	
	1 基 金 積 立 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
200,413	△6,100	194,313
102,494	△6,100	96,394
6,646,005	△700,000	5,946,005
5,914,300	△600,000	5,314,300
297,500	△30,000	267,500
168,000	△20,000	148,000
225,712	△50,000	175,712
334,520	9,628	344,148
191,544	9,628	201,172
82,995	148,267	231,262
82,995	148,267	231,262
7,487,997	△548,205	6,939,792

議案第 9 号

令和 5 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)に
ついて

令和 5 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 5 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 986,536 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 906,573 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
1 国	庫 支 出 金		
		1 国	庫 補 助 金
2 県	支 出 金		
		1 県	補 助 金
		2 県	委 託 金
3 繰	入 金		
		1 基	金 繰 入 金
5 諸	収 入		
		1 雑	入
6 市	債		
		1 市	債
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
76,775	△30,306	46,469
76,775	△30,306	46,469
321,195	△66,923	254,272
197,451	△84,986	112,465
123,744	18,063	141,807
105,975	40,118	146,093
105,975	40,118	146,093
321,195	△35,425	285,770
321,195	△35,425	285,770
1,063,800	△894,000	169,800
1,063,800	△894,000	169,800
1,893,109	△986,536	906,573

歳 出

款		項	
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費			
		1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
2 公 債 費			
		1 公 債 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,882,330	△977,957	904,373
1,882,330	△977,957	904,373
10,779	△8,579	2,200
10,779	△8,579	2,200
1,893,109	△986,536	906,573

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 工業団地造成事業費	1 工業団地造成事業費	工業団地造成事業	630,242千円

第3表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 1,063,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 169,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

議案第 10 号

令和 5 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和5年度 橋本市水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和5年度橋本市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業収益	1,869,693	536	1,870,229
第1項 営業収益	1,468,454	39	1,468,493
第2項 営業外収益	401,236	△ 164	401,072
第3項 特別利益	3	661	664

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,787,201	△ 4,096	1,783,105
第1項 営業費用	1,674,450	△ 20,558	1,653,892
第2項 営業外費用	106,884	16,460	123,344
第3項 特別損失	867	2	869

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,834,684千円は、過年度分損益勘定留保資金575,491千円、当年度分損益勘定留保資金515,533千円、建設改良積立金743,660千円で補てんするものとする。）

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	932,790	△ 1,011	931,779
第3項 繰入金	18,880	△ 1,045	17,835
第7項 固定資産売却代金	2	34	36

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	2,949,161	△ 182,698	2,766,463
第1項 建設改良費	259,101	△ 182,698	76,403

令和6年2月26日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 11 号

令和 5 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 4 号)について

令和 5 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 4 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和５年度 橋本市下水道事業会計補正予算（第４号）

（総 則）

第１条 令和５年度橋本市下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第１款 下水道事業収益	1,764,609	△ 42,708	1,721,901
第１項 営業収益	671,698	15,566	687,264
第２項 営業外収益	1,092,908	△ 58,274	1,034,634

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第１款 下水道事業費用	1,711,173	△ 3,291	1,707,882
第１項 営業費用	1,566,960	△ 797	1,566,163
第２項 営業外費用	138,811	△ 2,494	136,317

（資本的収入及び支出の補正）

第３条 予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額373,256千円は過年度分損益勘定留保資金等236,328千円と当年度分損益勘定留保資金136,928千円で補填するものとする。）。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第１款 資本的収入	961,744	△ 100,813	860,931
第１項 国庫支出金	145,341	△ 17,048	128,293
第４項 他会計出資金	161,130	△ 4,265	156,865
第６項 企業債	628,000	△ 79,500	548,500

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第１款 資本的支出	1,312,008	△ 77,821	1,234,187
第１項 建設改良費	450,159	△ 82,325	367,834
第２項 企業債償還金	857,933	4,504	862,437

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
下水道 事業	628,000 千円	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借入れ る場合、利 率の見直し を行った後 においては 当該見直し 後の利率。	借入先の融 通条件によ る。ただし、 据置き期間 及び償還を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換す ることができる。	548,500 千円	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金の金額を次のとおり補正する。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、511,989千円から459,079千円に改める。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額を、25,138千円から21,287千円に改める。

令和6年 2月26日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 12 号

令和 5 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 5 号)について

令和 5 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 5 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和５年度 橋本市病院事業会計補正予算（第５号）

第１条 令和５年度橋本市病院事業会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

第２条 令和５年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第１款 病 院 事 業 収 益	7,815,155	△ 401,284	7,413,871
第１項 医 業 収 益	6,788,281	△ 459,374	6,328,907
第２項 医 業 外 収 益	767,792	58,069	825,861
第４項 特 別 利 益	191,075	21	191,096

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第１款 病 院 事 業 費 用	8,298,653	382,296	8,680,949
第１項 医 業 費 用	8,016,929	291,159	8,308,088
第２項 医 業 外 費 用	197,168	90,000	287,168
第４項 特 別 損 失	7,913	1,137	9,050

第３条 予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,016千円は過年度分損益勘定留保資金505,016千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額385,827千円は過年度分損益勘定留保資金385,827千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正額	計
第１款 資 本 的 収 入	772,784	10,954	783,738
第３項 投 資	450	1,108	1,558
第４項 補 助 金	2,970	9,845	12,815
第５項 固定資産売却代金	0	1	1

(支出)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資 本 的 支 出	1,277,800	△ 108,235	1,169,565
第1項 建 設 改 良 費	557,960	△ 108,235	449,725

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(単位：千円)

事 項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
国際看護師 斡旋委託料	令和6年度から 令和10年度まで	1,650	令和6年度から 令和10年度まで	3,300

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
(1) 職 員 給 与 費	4,347,535	197,229	4,544,764

第6条 予算第10条に定めた病院事業運営のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
一 般 会 計	149,549	△ 1,372	148,177
国 保 特 別 会 計	1	2,554	2,555
計	149,550	1,182	150,732

令和6年2月26日提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 13 号

令和 6 年度橋本市一般会計予算について

令和 6 年度橋本市一般会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 14 号

令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計予算について

令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計予算を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 15 号

令和 6 年度橋本市駐車場事業特別会計予算について

令和 6 年度橋本市駐車場事業特別会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 16 号

令和 6 年度橋本市墓園事業特別会計予算について

令和 6 年度橋本市墓園事業特別会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 17 号

令和 6 年度橋本市介護保険特別会計予算について

令和 6 年度橋本市介護保険特別会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 18 号

令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 19 号

令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について

令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 20 号

令和 6 年度橋本市水道事業会計予算について

令和 6 年度橋本市水道事業会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 21 号

令和 6 年度橋本市下水道事業会計予算について

令和 6 年度橋本市下水道事業会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 22 号

令和 6 年度橋本市病院事業会計予算について

令和 6 年度橋本市病院事業会計予算を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 23 号

橋本市レンタサイクル条例について

橋本市レンタサイクル条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市レンタサイクル条例

(目的)

第 1 条 市民及び観光客に自転車を貸し出すことにより、サイクリングを通じた観光の振興及び交流の促進に繋げることを目的として、橋本市レンタサイクル(以下「レンタサイクル」という。)を設置する。

(貸出し及び返却施設等)

第 2 条 レンタサイクルの貸出し及び返却を行う施設は、規則で定める。

2 レンタサイクルの休業日、使用時間及び貸出受付時間は、規則で定める。

(対象者)

第 3 条 レンタサイクルを使用できる者は、自転車の乗用に安全上支障がない者とする。

(使用の許可)

第 4 条 レンタサイクルを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) レンタサイクルの管理上支障があると認められるとき。
- (3) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第 5 条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、別表備考に定める場合にあつては、レンタサイクルの返却時に納付するものとする。

(使用料の減免)

第 6 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 7 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由により、レンタサイクルを使用することができない場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 8 条 使用者は、レンタサイクルに関する権利を譲渡し、又は転貸することはできない。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、使用許可の取消し等を市長が必要と認めたとき。

(損害賠償の義務)

第 10 条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルを損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第 11 条 使用者が、自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルの使用中に起こした事故等については、市長は、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

使用時間	料金(1 台あたり)
4 時間以内	2,000 円
7 時間以内	3,500 円

備考

- 1 4 時間以内で使用の許可を受けた者が、その時間を超えて使用した場合は、7 時間以内の料金を適用し、既に支払った使用料との差額を徴するものとする。
- 2 レンタサイクルをその使用が許可された日に返却することができなかった場合は、返却までに要した日数(使用が許可された日を除く。)に 3,500 円を乗じて得た額を追加料金として徴するものとする。

議案第 24 号

橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について

橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例

橋本市デイサービスセンター設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 253 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について

橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市環境美化センター設置及び管理条例等を廃止する条例

橋本市環境美化センター設置及び管理条例(平成 21 年橋本市条例第 35 号)、橋本市コミュニティセンター設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 17 号)及び橋本市憩いの家設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 22 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例

橋本市事務分掌条例(平成 18 年橋本市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(事務分掌) 第 2 条 略 総合政策部 (1)～(7) 略 <u>(8) 職員の定数に関すること。</u> <u>(9)～(18)</u> 略 総務部 (1)～(10) 略 <u>(11)～(18)</u> 略 健康福祉部～上下水道部 略	(事務分掌) 第 2 条 略 総合政策部 (1)～(7) 略 <u>(8)～(17)</u> 略 総務部 (1)～(10) 略 <u>(11) 職員の定数に関すること。</u> <u>(12)～(19)</u> 略 健康福祉部～上下水道部 略

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(橋本市監査委員条例の一部改正)

第1条 橋本市監査委員条例(平成18年橋本市条例第39号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項若しくは地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)第34条の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項若しくは地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)第34条の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から5日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第216号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 28 号

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立公民館設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 112 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 公民館等の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 地区公民館		(名称及び位置) 第 2 条 公民館等の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 地区公民館	
名称	位置	名称	位置
橋本市紀見地区公民館	<u>橋本市橋谷 1 番地の 1</u>	橋本市紀見地区公民館	<u>橋本市城山台二丁目 10 番地の 1</u>
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例

橋本市介護保険条例(平成 18 年橋本市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(保険料率) 第 3 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度</u>までの各年度における介護保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 施行令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>28,900 円</u> (2) 施行令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>43,500 円</u> (3) 施行令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>43,800 円</u> (4) 施行令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>57,200 円</u> (5) 施行令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>63,600 円</u> (6) 施行令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>76,300 円</u>	(保険料率) 第 3 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度における介護保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>37,800 円</u> (2) 施行令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>52,900 円</u> (3) 施行令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>56,700 円</u> (4) 施行令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>68,000 円</u> (5) 施行令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>75,600 円</u> (6) <u>次のいずれかに該当する者</u> 90,700 円 ア <u>地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から施行令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。)</u>が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ <u>生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 号に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)</u>であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(施行令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)

(7) <u>施行令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者</u> <u>82,600 円</u> (8) <u>施行令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者</u> <u>95,400 円</u> (9) <u>施行令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者</u> <u>108,100 円</u> (10) <u>施行令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者</u> <u>120,800 円</u> (11) <u>施行令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者</u> <u>133,500 円</u> (12) <u>施行令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者</u> <u>146,200 円</u> (13) <u>施行令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者</u> <u>152,600 円</u> 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>18,100 円</u>とする。	(7) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>98,200 円</u> <u>ア 合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(施行令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)</u> (8) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>113,400 円</u> <u>ア 合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(施行令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)</u> (9) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>128,500 円</u> <u>ア 合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(施行令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u> (10) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>139,800 円</u> <u>ア 合計所得金額が 420 万円以上 600 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(施行令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u> (11) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>151,200 円</u> 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,600 円</u>とする。
--	--

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>18,100円</u>」とあるのは、「<u>30,800円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>18,100円</u>」とあるのは、「<u>43,500円</u>」と読み替えるものとする。 (保険料に関する申告) 第11条 第1号被保険者は、毎年度5月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者並びにその世帯に属する世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法(<u>昭和25年法律第26号</u>)第317条の2第1項の申告書(当該納付義務者並びにその世帯に属する世帯主その他その世帯に属する者のすべてが地方税法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、地方税法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,600円</u>」とあるのは、「<u>37,800円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,600円</u>」とあるのは、「<u>52,900円</u>」と読み替えるものとする。 (保険料に関する申告) 第11条 第1号被保険者は、毎年度5月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者並びにその世帯に属する世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該納付義務者並びにその世帯に属する世帯主その他その世帯に属する者のすべてが地方税法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、地方税法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の橋本市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 30 号

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例

橋本市都市公園条例(平成18年橋本市条例第195号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(行為の禁止) 第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。 (1)～(9) 略 (10) 野営をすること。ただし、神野々緑地キャンプ場、<u>橋本市運動公園郷土の森学習体験棟周辺及び高野口公園屋根付自炊場周辺</u>は除く。 (11)～(17) 略	(行為の禁止) 第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可に係るもの及び市長が必要と認めた場合については、この限りでない。 (1)～(9) 略 (10) 野営をすること。ただし、神野々緑地キャンプ場<u>及び</u>橋本市運動公園郷土の森学習体験棟周辺は除く。 (11)～(17) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 31 号

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例

橋本市消防手数料条例(平成 22 年橋本市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後					改正前				
別表第 1(第 2 条関係) 消防法及び橋本市火災予防条例関係手数料					別表第 1(第 2 条関係) 消防法及び橋本市火災予防条例関係手数料				
手数料を徴収する事務	区分			手数料の金額	手数料を徴収する事務	区分			手数料の金額
略	略			略	略	略			略
2 法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく設置許可の申請に対する審査	製造所		略	略	2 法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく設置許可の申請に対する審査	製造所		略	略
	貯蔵所	略	略	略		貯蔵所	略	略	略
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	<u>1,450,000 円</u>			浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	<u>1,180,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	<u>1,720,000 円</u>				危険物の貯蔵最大量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	<u>1,410,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	<u>1,920,000 円</u>				危険物の貯蔵最大量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	<u>1,590,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 50,000 キロリットル以上 100,000	<u>2,360,000 円</u>				危険物の貯蔵最大量が 50,000 キロリットル以上 100,000	<u>1,950,000 円</u>

			キロリットル未満のもの	
			危険物の貯蔵最大量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	<u>2,740,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	<u>5,640,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	<u>7,240,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 400,000 キロリットル以上のもの	<u>8,790,000 円</u>
	取扱所	略	略	略
略	略	略		略

備考 略 別表第 3(第 2 条関係) 高圧ガス保安法関係手数料			
手数料を徴収する事務	区分		手数料の金額
1 高圧ガス保安法(以下この表において「法」	ア 略	略	略
	イ 法第 5 条第 1 項第 1	略	略
		処理容積が 100	略

			キロリットル未満のもの	
			危険物の貯蔵最大量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	<u>2,270,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	<u>4,550,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	<u>5,820,000 円</u>
			危険物の貯蔵最大量が 400,000 キロリットル以上のもの	<u>7,070,000 円</u>
	取扱所	略	略	略
略	略	略		略

備考 略 別表第 3(第 2 条関係) 高圧ガス保安法関係手数料			
手数料を徴収する事務	区分		手数料の金額
1 高圧ガス保安法(以下この表において「法」	ア 略	略	略
	イ 法第 5 条第 1 項第 1	略	略
		処理容積が 100	略

という。)第 5 条第 1 項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査(法第 4 条の規定により国及び県に適用される場合を含む。)	号に該当する者であって移動式製造設備(高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの	立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	
		上記に関わらず、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査の場合	6,000 円
	ウ 略	略	略
略	略	略	略

備考 略

別表第 4 (第 2 条関係)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額
略	略	略
10 法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	法第 36 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第 20 条第 1 項若しくは第 3 項又は同法第 39 条の 22 第 1 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条

という。)第 5 条第 1 項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査(法第 4 条の規定により国及び県に適用される場合を含む。)	号に該当する者であって移動式製造設備(高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの	立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	
	ウ 略	略	略
略	略	略	略

備考 略

別表第 4 (第 2 条関係)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額
略	略	略
10 法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	法第 36 条第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第 20 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化

		第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額			石油ガスに係る施設（以下この号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書) 第 14 条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(当該印影を光学画像読取装置で読み取り、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))に記録し、これをプリンターによって出力したものを含む。))について市長が証明するものとし、併せて第 6 条第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を記載するものとする。 (印鑑登録証明書の交付) 第 15 条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードの交付を受けた登録者が、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。))に住民基本台帳用暗証番号を自ら入力して申請を行う場合は、登録証の添付を要しない。</u> 2 略 3 市長は、第 1 項の規定により申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、適正であることを確認した上で交付しなければならない。 (印鑑登録証明書の自動交付) 第 16 条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。))に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電	(印鑑登録証明書) 第 14 条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(当該印影を光学画像読取装置で読み取り、磁気ディスクに記録し、これをプリンターによって出力したものを含む。))について市長が証明するものとし、併せて第 6 条第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を記載するものとする。 (印鑑登録証明書の交付) 第 15 条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。 2 略 3 市長は、第 1 項の規定により申請があったときは、<u>登録証及び</u>印鑑登録原票と照合し、適正であることを確認した上で交付しなければならない。 (印鑑登録証明書の自動交付) 第 16 条 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。))に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電

子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード (2) 略 (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。 (1) <u>条例第 15 条第 1 項及び第 2 項に定める手続を履行しないとき。</u> (2)～(4) 略	子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律<u>(平成 14 年法律第 153 号)</u>第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード (2) 略 (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第 17 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を交付することができない。 (1) <u>登録証の提示をしないとき。</u> (2)～(4) 略
---	--

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例について

橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例

橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例(平成 26 年橋本市条例第 89 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(組織) 第 3 条 策定委員会は、<u>18 人以内</u>で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 社会教育委員 <u>(2) スポーツ推進審議会委員</u> <u>(3) 学識経験者</u> <u>(4) 市民公募により選考された者</u> <u>(5) 学校教育関係者</u> <u>(6) 関係行政機関の職員</u>	(組織) 第 3 条 策定委員会は、<u>15 人以内</u>で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 社会教育委員 <u>(2) 学識経験者</u> <u>(3) 学校教育関係者</u> <u>(4) 関係行政機関の職員</u>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 27 年橋本市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(従業者の員数) 第 4 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> (管理者) 第 5 条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く</u>管理者は、<u>介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)</u>でなければならない。た	(従業者の員数) 第 4 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。)<u>ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)</u>を置かなければならない。 (管理者) 第 5 条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 <u>前項に規定する</u>管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

<u>だし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。</u> 4 <u>前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> (1) <u>管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> (2) <u>管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 略 2 略 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(<u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。</u>)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4～8 略 (利用料等の受領) 第12条 略 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u> 3 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u> (保険給付の請求のための証明書の交付) 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	(内容及び手続の説明及び同意) 第6条 略 2 略 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。 4～8 略 (利用料等の受領) 第12条 略 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
--	--

(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)・(3) 略 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定(<u>第32条第33号の規定を除く。</u>)を遵守するよう措置させなければならないこと。 (揭示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第30条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第32条<u>第16号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア 略 イ 第32条<u>第9号</u>に規定するアセスメントの結果の記録	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(<u>平成11年厚生省令第36号</u>)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)・(3) 略 (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 (揭示) 第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (記録の整備) 第30条 略 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第32条<u>第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア 略 イ 第32条<u>第7号</u>に規定するアセスメントの結果の記録
---	--

ウ 第 32 条第 11 号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第 32 条第 18 号の規定による評価の結果の記録 オ 第 32 条第 19 号に規定するモニタリングの結果の記録 カ 略 <u>(3) 第 32 条第 4 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第 32 条 3 号及び第 4 号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> <u>(4) 第 17 条の規定による市町村への通知に係る記録</u> <u>(5) 第 27 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</u> <u>(6) 第 28 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第 32 条 指定介護予防支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u> <u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> <u>(5)～(18) 略</u> <u>(19) 担当職員は、第 16 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u> ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回、利用者に面接すること。 <u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サー</u>	ウ 第 32 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第 32 条第 15 号に規定する評価の結果の記録 オ 第 32 条第 16 号に規定するモニタリングの結果の記録 カ 略 <u>(3) 第 17 条に規定する市町村への通知に係る記録</u> <u>(4) 第 27 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</u> <u>(5) 第 28 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> （指定介護予防支援の具体的取扱方針） 第 32 条 指定介護予防支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) 略 <u>(3)～(16) 略</u> <u>(17) 担当職員は、第 14 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u> ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
--	--

ビスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することが出来る。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(20) 略

(21) 第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(22)・(23) 略

(24) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第26号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければ

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(18) 略

(19) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(20)・(21) 略

(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第24号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければ

ならない。 <u>(25)～(32) 略</u> <u>(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u> (電磁的記録等) 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。))及び第32条第30号(第34条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 略	ならない。 <u>(23)～(30) 略</u> (電磁的記録等) 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(第34条において準用する場合を含む。))及び第32条第28号(第34条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 略
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)

第23条第3項(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第 35 号

橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求
める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年橋本市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
第 2 章 指定居宅介護支援の事業の基本方針 第 3 条 略 2・3 略 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 略 (従業者の員数) 第 4 条 略 2 前項に規定する員数の基準は、利用者数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 15 条第 32 号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が 44 又はその端数を増すごとに 1 とする。 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会	第 2 章 指定居宅介護支援の事業の基本方針 第 3 条 略 2・3 略 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 略 (従業者の員数) 第 4 条 略 2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が 35</u> 又はその端数を増すごとに 1 とする。

<u>という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u> (管理者) 第5条 略 2 略 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。) (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス</u>	(管理者) 第5条 略 2 略 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) 管理者が<u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。
---	---

<u>計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u> 4 略 5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの<u>申出</u>があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、<u>第 8 項</u>に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) 略 6 略 7 <u>第 5 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> 8 指定居宅介護支援事業者は、<u>第 5 項</u>の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第 5 項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u> (2) 略 9 略 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第 15 条 指定居宅介護支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) 略 <u>(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身</u>	3 略 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から<u>申出</u>があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、<u>第 7 項</u>に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1)・(2) 略 5 略 6 <u>第 4 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u> 7 指定居宅介護支援事業者は、<u>第 4 項</u>の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第 4 項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</u> (2) 略 8 略 (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第 15 条 指定居宅介護支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) 略
---	--

<u>体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u> (4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u> (5)～(15) 略 (16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等又は薬剤師</u>に提供するものとする。 (17) 介護支援専門員は、<u>第15号</u>に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 イ <u>アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。</u> (ア) <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> (イ) <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> (i) <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u> (ii) <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> (iii) <u>介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ 略 (18) 略	(3)～(13) 略 (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。 (15) 介護支援専門員は、<u>第13号</u>に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。 イ 略 (16) 略
---	---

(19) <u>第 5 号から第 14 号までの規定は、第 15 号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</u> (20)～(31) 略 (32) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</u> (33) 略 (揭示) 第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。 3 指定居宅介護支援事業者は、<u>原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> (記録の整備) 第 32 条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1) 第 15 条第 15 号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア 略 イ 第 15 条第 9 号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 第 15 条第 11 号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第 15 条第 17 号に規定するモニタリングの結果の記録 オ 略 (3) 第 15 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際	(17) <u>第 3 号から第 12 号までの規定は、第 13 号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</u> (18)～(29) 略 (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。 (31) 略 (揭示) 第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。 (記録の整備) 第 32 条 略 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1) 第 15 条第 13 号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア 略 イ 第 15 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 第 15 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第 15 条第 15 号に規定するモニタリングの結果の記録 オ 略
--	--

<u>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) 第 18 条の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 第 29 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 (6) 第 30 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (電磁的記録等) 第 34 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 9 条(第 33 条において準用する場合を含む。))及び第 15 条第 30 号(第 33 条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	(3) 第 18 条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (電磁的記録等) 第 34 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 9 条(第 33 条において準用する場合を含む。))及び第 15 条第 28 号(第 33 条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
--	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、改正後の橋本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第 25 条第 3 項(新条例第 33 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第 36 号

橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)略 (5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)略 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略

別表第1(第4条 <u>第1項</u> 関係) 略	別表第1(第4条 関係) 略
別表第2(第4条 <u>第1項及び第2項</u> 関係) 略	別表第2(第4条 関係) 略
別表第3(第5条 <u>第1項</u> 関係) 略	別表第3(第5条 関係) 略

附 則

この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

議案第 37 号

市道路線の認定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のとおり認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認 定 路 線 調 書

分 類	番 号	路線名称	起点(から) 終点(まで)	延 長 (M)	幅 員 (M)	備 考
1	27147	伏原75号線	高野口町伏原89-1 番地先 高野口町伏原89-7 番地先	70.00	6.00～11.33	

議案第 38 号

工事請負変更契約の締結について

令和 2 年 2 月 25 日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 工事名

あやの台北部工業団地第一地区造成工事

2 契約金額

原契約	3,627,618,500 円(税込み)
変更前の契約金額	5,214,072,600 円(税込み)
変更後の契約金額	5,245,902,200 円(税込み)
変更増金額	31,829,600 円(税込み)

3 契約の相手方

大豊・合同・奈和特定建設工事共同企業体

代表企業 所在地 大阪府大阪市中央区博労町二丁目 2 番 13 号

名 称 大豊建設株式会社 大阪支店
常務執行役員支店長 浅田 潤一

構 成 員 所在地 和歌山県有田郡有田川町吉見 619-1

名 称 株式会社合同興業
代表取締役 赤井 康紀

構 成 員 所在地 和歌山県橋本市賢堂 1114-1

名 称 奈和建設株式会社
代表取締役 乾 芳之

議案第 39 号

工事請負変更契約の締結について

令和 4 年 12 月 8 日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 工事名

都市計画道路 小峰台垂井線道路改良(その 1)工事

2 契約金額

変更前の契約金額 209,000,000 円(税込み)

変更後の契約金額 159,561,600 円(税込み)

変更減金額 49,438,400 円(税込み)

3 契約の相手方

所在地 和歌山県橋本市賢堂 1114-1

名称 奈和建設株式会社

代表者 代表取締役 乾 芳之

議案第 40 号

工事請負変更契約の締結について

令和 5 年 3 月 9 日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 工事名

あやの台北部工業団地区画道路改良(その 1)工事

2 契約金額

原契約	156,013,000 円(税込み)
変更前の契約金額	156,662,000 円(税込み)
変更後の契約金額	156,302,300 円(税込み)
変更減金額	359,700 円(税込み)

3 契約の相手方

所在地	和歌山県橋本市境原 316
名称	境和技建有限会社
代表者	代表取締役 坂本 雅哉

議案第 41 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
橋本市高野口山村体験交流促進センター
- 2 指定管理者に指定する団体等
所在地 橋本市高野口町嵯峨谷 72 番地
名 称 ふるさと体験村管理組合
- 3 指定する期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

選第 1 号

橋本市教育長の任命について

橋本市教育長として、下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 今田 実

選第 2 号

橋本市教育委員会委員の任命について

橋本市教育委員会委員として、下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 田中 敬子

選第 3 号

橋本市公平委員会委員の選任について

橋本市公平委員会委員として、下記の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 井上 佳三

選第4号

橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について

橋本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月26日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 荏田 一郎

選第 5 号

橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について

橋本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 平野 耕造

選第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月26日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 萩原 弥生

選第7号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月26日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 山本 群代

選第8号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月26日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 山本 照子